



## 技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 9335-2-76：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				22.103  箇条 26 26.101  26.102  26.103	22.103 金属ケース入りクラス II 電気さく用電源装置については、出力端子に接続された外部導体が外部と接触することがないように出力端子を配置しなければならない。  箇条 26 外部導体用端子  26.101 出力端子は、商用電源のコンセントに接続するように設計されたプラグによって、電気さく又は接地電極を電気さく用電源装置に接続することができないように設計又は配置しなければならない。  26.102 出力端子は、外部導体を接続又は切断したときに緩まないように固定しなければならない。  26.103 電気さく又は接地電極を電気さく用電源装置に接続する導体をクランプするための装置は、他の部品を固定する役目をしてはならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.12	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。  箇条 19 異常運転  19.12 何らかの故障状態のためにインパルス繰返し率が 1 Hz を超え、電気さく用電源装置の安全性が内部ヒューズを組み込んだ非自己復帰形保護装置の動作に依存している場合には、異常運転試験を 3 回行って、このヒューズが確実に作動しなくてはならない。また、増大したインパル	



## 技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 9335-2-76：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.101	<p>気のよい場所に置かなければならない</p> <p>－外部電源供給装置の記号又は商用電源接続用機器への接続禁止の記号を用いる場合は、取扱説明書にはその意味</p> <p>7.101 適切な接続モードが明白な場合又は無関係な場合を除き、接地接続用の出力端子以外の電気さく用電源装置の出力端子は、「危険電圧」の記号を表示しなければならない。接地接続用の出力端子は、「接地（大地）」の記号を表示しなければならない。</p> <p>出力エネルギーを制御するスイッチをもつ場合には、スイッチのそれぞれの位置に対して適切な記号を表示するか、又は「最大出力」、「限定出力」、又は「限定出力電圧」という語句を適切に表示しなければならない。</p>	
				7.102	<p>7.102 商用電源への接続に適した電池式電気さく用電源装置については、極性が無関係な場合を除き、電池接続用の電源端子を正極性の場合には「+」、負極性の場合には「-」ではっきりと表示しなければならない。</p>	
				7.103	<p>7.103 電気さく用電源装置は、次の事項に関する情報を記載した取扱説明書を一緒に供給しなければならない。</p> <p>－電気さくの据付け</p> <p>－電気さく用電源装置を電気さくに接続するための手段</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 9335-2-76：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				箇条 23 23.7	箇条 23 内部配線 23.7 商用電源に接続する電気さく用電源装置及び商用電源への接続に適した電池式電気さく用電源装置については、緑と黄色との配色で識別した電線を用いてはならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 31	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。(ただし、第1部箇条 31 を除く) 箇条 31 耐腐食性 金属ケース入りクラス II 電気さく用電源装置の外郭は、腐食に対して適切に保護されていなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1 6.2 箇条 18	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 商用電源に接続する電気さく用電源装置及び商用電源への接続に適した電池式電気さく用電源装置は、感電に対する保護に対してクラス II でなければならない。 6.2 電気さく用電源装置は、IPX4 以上でなければならない。 箇条 18 耐久性 電気さく用電源装置は、通常の使用中に生じる極度の温度に耐えられる構造でなければならない。さらに、そうした	

## 技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 9335-2-76：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					状態で過負荷保護装置が作動してはならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11  箇条 22 22.21  箇条 24  箇条 30 30.1	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条 22 構造 22.21 木材、綿、絹、紙その他これに類する繊維性又は吸湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用いてはならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 24 部品（第 1 部の規定による。） 部品は、合理的に適用できる限り、関連規格に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を保持する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている熱可塑性絶縁物は、十分な耐熱性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐと	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.104	第 1 部の第七 条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.104 電気さく用電源装置は、電気さく及び接地電極接	

## 技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 9335-2-76：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き		もに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		22.105	<p>続用導体が簡単に接続できるように設計しなければならない。</p> <p>22.105 商用電源に接続する電気さく用電源装置及び商用電源への接続に適した電池式電気さく用電源装置については、付加絶縁の組立ギャップが基礎絶縁の組立ギャップと一致してはならず、強化絶縁の組立ギャップが充電部に対する直接的接触を可能にしてはならない。</p>	
				22.106	<p>22.106 A 形、B 形及び C 形の電気さく用電源装置では、工具を用いて電池を交換する場合でも、そのときに可触となる電池区画の電池接続用端子、その他の金属部は、二重絶縁又は強化絶縁で充電部から絶縁していなければならない。</p>	
				22.107	<p>22.107 商用電源への接続に適した電池式電気さく用電源装置は、電池を電源装置に接続したときに、使用者がその出力電圧による感電にさらされるのを防止する手段を設けなければならない。</p>	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 16 16.102	<p>第 1 部の第七條第 2 号に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 16 漏えい電流及び耐電圧</p> <p>16.102 金属ケース入りクラス II 電気さく用電源装置の商用電源回路と可触部分との間、電気さく回路と可触部分と</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 9335-2-76：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き					の間、商用電源回路と電気さく回路との間にそれぞれ 10 000V 以上の電圧を印加した後に、出力特性を測定した 値が 22.108 に規定した範囲内でなければならない、22.108 の試験中に測定した値から 10 %を超えて、不利になる方 向に逸脱してはならない。	
				箇条 19 19.13	箇条 19 異常運転 19.13 耐電圧試験中、出力特性は、インパルス繰返し率を 除き規定したとおりでなければならない。 インパルス繰返し率が 1.34 Hz よりも大きい場合には、500 Ωの無誘導抵抗器からなる負荷装置への毎秒放電エネル ギーが、3 分間以上、2.5 J/s を超えてはならない。	
				箇条 22 22.104	箇条 22 構造 22.104 電気さく用電源装置は、通常の使用状態で必要な 場合には、スイッチその他の制御装置は、電気さく用電源 装置を取り付けて電源に接続した後、有害な水の浸入又は 不意の感電に対する保護を行う外郭を開ける又は外すこ となく動作させることができるように設計しなければならない。	
				22.108	22.108 電気さく用電源装置の出力特性は、次のとおりで なければならない。 －インパルス繰返し率は、1 Hz 以下でなければならない	

## 技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 9335-2-76：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き				22.109	<p>－標準負荷装置の 500 Ω 部品でのインパルスのインパルス持続時間は、10 ms 以下でなければならない</p> <p>－エネルギー制限電気さく用電源装置については、標準負荷装置の 500 Ω 部品でのインパルス当たりのエネルギーは、5 J 以下でなければならない</p> <p>22.109 電気さく用電源装置が複数の電気さく回路をもつ場合には、出力特性は電気さく回路の可能な接続について 22.108 に規定した限度内になければならない。</p> <p>個々の出力端子セットにおけるインパルスは同期化されなければならない。かつ、個々のインパルスの可能な組合せに対して、次を満たさなければならない。</p> <p>－インパルス持続時間は、22.108 に規定した値以下</p> <p>－インパルス繰返し率は、22.108 に規定した値以下</p> <p>22.110 電池接続用端子をもつ A 形及び B 形の電気さく用電源装置については、無負荷直流出力電圧が 42.4 V 以下でなければならない。</p>	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.101	<p>第 1 部の第八條に該当する規定によるほか、次による。(ただし、第 1 部箇条 17 を除く。)</p> <p>箇条 22 構造</p> <p>22.101 電気さく回路を、電源回路から隔離するために用いる変圧器の入力巻線及び出力巻線は、絶縁隔壁で分離し、</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 9335-2-76：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				22.112	<p>かつ、直接に、又は他の金属部を通じて間接にこれらの巻線間に接続が生じることがあり得ない構造でなければならない。</p> <p>22.112 商用電源への接続に適した電池式電気さく用電源装置の電池を接続するための異極間の空間距離は、通常の使用状態のように導線を配線した場合、2 mm 以上でなければならない。</p>	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11  箇条 19  箇条 30 30.2	<p>箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 木材一般、油に接触する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。</p> <p>箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機器から漏れてはならない。</p> <p>箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）</p>	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	<p>箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 通常使用時に継続して手で保持する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 9335-2-76：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		が講じられるものとする。				
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.14  22.15  箇条 23 23.1  箇条 25 25.9	箇条 22 構造 22.14 機器には、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。（第1部の規定による。） 22.15 可とうコード用の巻付けフックその他これに類するものは滑らかでなければならない。（第1部の規定による。） 箇条 23 内部配線 23.1 配線路は、滑らかでなければならない。（第1部の規定による。） 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角に接触してはならない。（第1部の規定による。）	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21 21.101	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。（ただし、第1部箇条20を除く。） 箇条 21 機械的強度 21.101 電気さく用電源装置は、落下の衝撃に耐えなければならない。落下試験の後、電気さく用電源装置は、この	

## 技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 9335-2-76：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					規格に適合しなくなるような破損があってはならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19  箇条 22 22.22 22.23 22.41  箇条 32	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第 1 部の規定による。） 22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。（第 1 部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	

## 技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 9335-2-76：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.7 19.9 箇条 22 22.40 22.49 22.50 22.51	箇条 19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。) 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 22 構造 22.40 遠隔操作作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。(第 1 部の規定による。) 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。(第 1 部の規定による。) 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。(第 1 部の規定による。) 22.51 機器上には、機器が遠隔操作作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第 1 部の規定による。)	

## 技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 9335-2-76：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き				箇条 30 30.2.3	箇条 30 耐熱性及び耐湿性  30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。）  異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19  箇条 22 22.10	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。）  異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。  箇条 22 構造  22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。（第 1 部の規定による。）	
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがない

## 技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 9335-2-76：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						め、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.101	第 1 部の第十六条に該当する規定によるほか、次による。 (ただし、第 1 部箇条 17 を除く。) 箇条 10 入力及び電流 10.101 5J を超えるインパルス当たりの最大エネルギー及び最大エネルギーを得るための負荷抵抗を表示したエネルギー制限電気さく用電源装置の場合には、最大エネルギーの表示値は出力する値から±10 %を超えて逸脱してはならず、最大エネルギーを得るための負荷抵抗は、表示値から±5 %を超えて逸脱してはならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 14.101	第 1 部の第十七条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 14 過渡過電圧 14.101 電気さく用電源装置は、電気さくから入る雷サージに対する耐性がなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の規格を適用する。

## 技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 9335-2-76：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.14  7.101	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.14 警告表示を電気さく用電源装置に表示する場合、文字高さのフォントサイズは、12 ポイント以上でなければならない。 7.101 接地接続用の出力端子は、容易に判別でき、かつ、耐久性があるもので、「接地（大地）」の記号を表示しなければならない。 出力エネルギーを制御するスイッチをもつ場合には、スイッチのそれぞれの位置に対して適切な記号を表示しなければならない。 表示の文字高さのフォントサイズは、18 ポイント以上、記号は、高さが 6mm 以上でなければならない。	
第二十条第 1 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 9335-2-76：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		<p>方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号： JIS C 9335-2-76：2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項 続き	示)	業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—